

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(目次)</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 軽自動車税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節～第3節 略</p> <p>第5章～第10章 略</p> <p style="padding-left: 40px;">第1章 一般的事項</p> <p style="padding-left: 80px;">第13節 雑則</p> <p>54 災害等による期限の延長</p> <p style="padding-left: 20px;">災害その他やむを得ない理由により、期限内に書類の提出又は納付若しくは納入をすることができないと認められるときには、<u>法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き</u>、条例で定めるところによって、地方団体の長は、これらの期限を延長することができるものであること。この場合において、条例には、地方団体の長が職権によって又は申請に基づいてこれらの期限を延長することができる旨を規定することが適当であること。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、不服申立てに関する書類の提出期限については行政不服審査法に規定されているので<u>法第20条の5の2第1項</u>の規定の適用はないものであること。（<u>法20の5の2①</u>）</p> <p style="padding-left: 40px;">第2章 市町村民税</p> <p style="padding-left: 80px;">第2節 課税標準及び税率</p> <p style="padding-left: 120px;">第4 税率及び税額の計算</p> <p>24 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（(3)から(7)</p>	<p>(目次)</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 軽自動車税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節～第3節 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第4節 軽自動車税の特例</u></p> <p>第5章～第10章 略</p> <p style="padding-left: 40px;">第1章 一般的事項</p> <p style="padding-left: 80px;">第13節 雑則</p> <p>54 災害等による期限の延長</p> <p style="padding-left: 20px;">災害その他やむを得ない理由により、期限内に書類の提出又は納付若しくは納入をすることができないと認められるときには_____、条例で定めるところによって、地方団体の長は、これらの期限を延長することができるものであること。この場合において、条例には、地方団体の長が職権によって又は申請に基づいてこれらの期限を延長することができる旨を規定することが適当であること。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、不服申立てに関する書類の提出期限については行政不服審査法に規定されているので<u>法第20条の5の2_____</u>の規定の適用はないものであること。（<u>法20の5の2_____</u>）</p> <p style="padding-left: 40px;">第2章 市町村民税</p> <p style="padding-left: 80px;">第2節 課税標準及び税率</p> <p style="padding-left: 120px;">第4 税率及び税額の計算</p> <p>24 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（(3)から(7)</p>

までに掲げるものに関しては、それぞれ当該市町村の条例に定めるものに限る。)を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の6(当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市(以下この章において「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、100分の8)に相当する金額(当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。)を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2千円を超える場合には、当該100分の6(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8)に相当する金額に同条第11項に規定する特例控除額を加算した金額)を当該納税義務者の法第314条の3及び第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。(法314の7①)

(1)～(7) 略

24の2 法第314条の7第1項第4号の規定に基づく寄附金(以下「控除対象寄附金」という。)については、次の諸点に留意すること。

(1) 控除対象寄附金を受け入れる法人(以下「控除対象特定非営利活動法人」という。)に対しては、寄附者名簿(各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。)の保存義務など一定の義務が課せられるため、法人からの申出があった場合において適切と認められるときに条例において定めるものであること。(法314の7②)

(2) 控除対象寄附金を支出する住民及び控除対象特定非営利活動法人並びに認定

までに掲げるものに関しては、それぞれ当該市町村の条例に定めるものに限る。)を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の6(当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市(以下この章において「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、100分の8)に相当する金額

を当該納税義務者の法第314条の3及び第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。(法314の7①)

(1)～(7) 略

24の2 法第314条の7第1項第4号の規定に基づく寄附金(以下「控除対象寄附金」という。)については、次の諸点に留意すること。

(1) 控除対象寄附金を受け入れる法人(以下「控除対象特定非営利活動法人」という。)に対しては、寄附者名簿(各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。)の保存義務など一定の義務が課せられるため、法人からの申出があった場合において適切と認められるときに条例において定めるものであること。(法314の7③)

(2) 控除対象寄附金を支出する住民及び控除対象特定非営利活動法人並びに認定

特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）の認定機関等が各地方団体による指定の状況を確認できる必要があること、また控除対象特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人等となった場合、その影響は国税である所得税及び法人税、更には他の地方団体にも及ぶため、より慎重な手続きが求められるとともに、住民の福祉の増進に寄与するものであることを当該地方団体の団体意思として明確にする必要があるため、条例において控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならないものであること。（法314の7⑫）

(3) 控除対象特定非営利活動法人は、寄附者名簿を控除対象寄附金の受入れをした事業年度ごとに作成し、当該事業年度終了の日の翌日以後3月を経過する日から5年間その主たる事務所の所在地に保存しなければならないものであること。

なお、寄附者名簿の作成・保存義務は認定特定非営利活動法人等と同様のものであるが、認定特定非営利活動法人等は認定の有効期間内の日を含む各事業年度に作成することとされているが、控除対象特定非営利活動法人には認定期間がないため寄附金の受入れをした事業年度ごとに作成するものであること。（法314の7⑬、則1の18）

(4) 市町村長は、控除対象寄附金による控除すべき金額の計算のために必要があると認められるときには、控除対象特定非営利活動法人に対し、控除対象寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができるものであること。（法314の7⑭）

24の3 法第314条の7の規定に基づく寄附金税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 特例控除対象寄附金であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金を支出した時に当該寄附金を受領した都道府県、市町村又は特別区が同条第2項の規定による指定をされているかどうかにより行うものであり、同項の規定による指定を受けていた都道府県、市町村又

特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）の認定機関等が各地方団体による指定の状況を確認できる必要があること、また控除対象特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人等となった場合、その影響は国税である所得税及び法人税、更には他の地方団体にも及ぶため、より慎重な手続きが求められるとともに、住民の福祉の増進に寄与するものであることを当該地方団体の団体意思として明確にする必要があるため、条例において控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならないものであること。（法314の7⑬）

(3) 控除対象特定非営利活動法人は、寄附者名簿を控除対象寄附金の受入れをした事業年度ごとに作成し、当該事業年度終了の日の翌日以後3月を経過する日から5年間その主たる事務所の所在地に保存しなければならないものであること。

なお、寄附者名簿の作成・保存義務は認定特定非営利活動法人等と同様のものであるが、認定特定非営利活動法人等は認定の有効期間内の日を含む各事業年度に作成することとされているが、控除対象特定非営利活動法人には認定期間がないため寄附金の受入れをした事業年度ごとに作成するものであること。（法314の7⑭、則1の16）

(4) 市町村長は、控除対象寄附金による控除すべき金額の計算のために必要があると認められるときには、控除対象特定非営利活動法人に対し、控除対象寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができるものであること。（法314の7⑮）

24の3 法第314条の7の規定に基づく寄附金税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

は特別区が同条第6項の規定により指定を取り消された日以後に当該都道府県、市町村又は特別区に対して支出した寄附金については、特例控除対象寄附金とはならないものであること。

(2)及び(3) 略

(4) 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の市町村民税についての法第314条の7第1項及び第11項並びに附則第5条の5第2項（これらの規定を法附則第5条の7第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定については、法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用すること。（法附則5の6②）

(5) 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当する金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととすること。なお、非課税となった利子所得に相当する金額は、前年中の非課税となっている特定寄附信託に係る利子等の金額に、同年中に特定寄附信託の信託財産から支出した市町村民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の合計額の同年中に当該信託財産から支出した所得税の寄附金控除の対象となる寄附金の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とすること。（法附則5の7②、令附則4の6②）

24の6 法附則第7条及び第7条の2の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 申告特例対象寄附者とは、特例控除対象寄附金を支出する者のうち、次に掲げる事項に該当すると見込まれる者をいうこと。（法附則7⑧）

ア 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(1)及び(2) 略

(3) 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の市町村民税についての法第314条の7第1項及び第2項並びに附則第5条の5第2項（これらの規定を法附則第5条の7第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定については、法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用すること。（法附則5の6②）

(4) 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当する金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととすること。なお、非課税となった利子所得に相当する金額は、前年中の非課税となっている特定寄附信託に係る利子等の金額に、同年中に特定寄附信託の信託財産から支出した市町村民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の合計額の同年中に当該信託財産から支出した所得税の寄附金控除の対象となる寄附金の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とすること。（法附則5の7②、令附則4の5②）

24の6 法附則第7条及び第7条の2の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 申告特例対象寄附者とは、地方団体に対する寄附金を支出する者のうち、次に掲げる事項に該当すると見込まれる者をいうこと。（法附則7⑧）

ア 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

イ 特例控除対象寄附金 を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税の所得割について、当該寄附金に係る寄附金税額控除額の控除を受ける目的以外に、地方税法第317条の2第1項から第5項の規定による申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

(2) 申告特例の求めは、特例控除対象寄附金 を支出する際行うことができるものであること。（法附則7⑧）

(3) 略

(4) 申告特例対象寄附者が同一年に同一の地方団体に対して複数回寄附金を支出する場合、これらの寄附金に係る寄附金税額控除を受けるためには、寄附金を支出する毎に申告特例の求めを行う必要がある。この場合の申告特例の求めを行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という）の数は、同一年に同一の都道府県知事等に対して行われた申告特例の求めについては、一であること。（法附則7⑨）

(5) 略

(6) 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年1月10日までは申告特例申請事項変更届出書が提出される可能性があるため、申告特例通知書は申告特例対象年の翌年1月11日以降1月31日までに送付すること。

また、同一年に同一の申告特例対象者から複数の申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、これらの申告特例の求めに係る特例控除対象寄附金の額については、一の通知においてその合計額を通知するものとする。（法附則7⑩）

(7) 申告特例通知書の様式は、総務省令に定められているので、この様式に従って市町村において作成されたものを_____送付するものであること。（法附則7⑪）

なお、これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り申告特例

イ 地方団体に対する寄附金 を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税の所得割について、当該寄附金に係る寄附金税額控除額の控除を受ける目的以外に、地方税法第317条の2第1項から第5項の規定による申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

(2) 申告特例の求めは、地方団体に対する寄附金 を支出する際行うことができるものであること。（法附則7⑧）

(3) 略

(4) 申告特例対象寄附者が同一年に同一の地方団体に対して複数回寄附金を支出する場合、これらの寄附金に係る寄附金税額控除を受けるためには、寄附金を支出する毎に申告特例の求めを行う必要がある。この場合の申告特例の求めを行う地方団体の長の数は、同一年に同一の地方団体の長に対して行われた申告特例の求めについては、一であること。（法附則7⑨）

(5) 略

(6) 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年1月10日までは申告特例申請事項変更届出書が提出される可能性があるため、申告特例通知書は申告特例対象年の翌年1月11日以降1月31日までに送付すること。

また、同一年に同一の申告特例対象者から複数の申告特例の求めを受けた地方団体の長は、これらの申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金の額については、一の通知においてその合計額を通知するものとする。（法附則7⑩）

(7) 申告特例通知書の様式は、総務省令に定められているので、この様式に従って市町村において作成されたものを書面により送付するものであること。（法附則7⑪）

なお、これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り申告特例

通知書の送付を受ける市町村の負担を避けるため、全国的に統一した様式によるものとするものであるから、市町村は必ず法定された様式によらなければならないものであること。

(8) 申告特例の求めを行った者が、申告特例対象年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税の所得割について申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。以下(8)から(12)までにおいて同じ。

）をしたときは、当該申告書の記載内容及び提出時期にかかわらず、当該申告特例の求めを行った者が申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金に係る申告特例の求め及び申告特例通知書の送付については全てなかったものとみなされ、当該通知書の送付に基づく控除は適用されなくなるものであること。（法附則7⑬）

(9) 申告特例の求めを行った者が申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金について、申告特例通知書を送付した都道府県知事等の数が5を超えた場合は、申告特例の求め及び申告特例通知書の送付は、5を超えた部分に限らず全てなかったものとみなされ、当該通知書の送付に基づく控除は適用されなくなるものであること。（法附則7⑬）

(10)及び(11) 略

(12) 法附則第7条に規定する事務の遂行に当たっては、これらの事務が申告書の提出に代えて行われるものであることに鑑み、納税義務者の個人情報に厳格に管理すること。

24の7 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること

通知書の送付を受ける市町村の負担を避けるため、全国的に統一した様式によるものとするものであるから、市町村は必ず法定された様式によらなければならないものであること。

(8) 申告特例の求めを行った者が、申告特例対象年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税の所得割について申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。以下(8)から(13)までにおいて同じ。

）をしたときは、当該申告書の記載内容及び提出時期にかかわらず、当該申告特例の求めを行った者が申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金に係る申告特例の求め及び申告特例通知書の送付については全てなかったものとみなされ、当該通知書の送付に基づく控除は適用されなくなるものであること。（法附則7⑬）

(9) 申告特例の求めを行った者が申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金について、申告特例通知書を送付した地方団体の長の数が5を超えた場合は、申告特例の求め及び申告特例通知書の送付は、5を超えた部分に限らず全てなかったものとみなされ、当該通知書の送付に基づく控除は適用されなくなるものであること。（法附則7⑬）

(10)及び(11) 略

(12) 平成27年3月31日までの間に地方団体に対する寄附金を支出した者が、当該寄附金を含めて平成27年中に支出した地方団体に対する寄附金に係る寄附金控除の適用を受けようとする場合は、それらの寄附金全てについて寄附金控除に関する事項を記載した申告書の提出が必要となるものであること。

(13) 法附則第7条に規定する事務の遂行に当たっては、これらの事務が申告書の提出に代えて行われるものであることに鑑み、納税義務者の個人情報に厳格に管理すること。

24の7 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成29年4月1日付総税市第

(1) ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、別途「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」（平成31年4月1日付総税市第 号）を参照されたいこと。

このほか、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成29年4月1日付総税市第28号）及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成30年4月1日付総税市第37号）に示されている事項についても参照し、その趣旨を踏まえた適切な対応を行うべきものであること。

(2) 各地方団体においては、自団体がふるさと納税の対象であるかどうか（法第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による指定を受けているかどうか）について、ふるさと納税を行おうとする所得割の納税義務者が、明確に把握できるよう適切な措置を講ずること。

28の2 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則5の4の2⑤～⑧）

(1)～(2) 略

(3) 法附則第5条の4の2第5項第1号には、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額が規定されてるものであるが、この控除額は、租税特別措置法第41条の3の2の規定（特定の増改築等に係る住宅借入金等特別税額控除に係る控除額の特例の規定）については適用しないで計算するものであること。

(4) 法附則第5条の4の2第5項第2号には、前年分の所得税額が規定されているものであるが、この金額は、住宅借入金等特別税額控除を行う前の段階の所得税額であること。

(5) 略

28号）及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成30年4月1日付総税市第37号）を参照されたいこと。

28の2 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則5の4の2⑥～⑩）

(1)～(2) 略

(3) 法附則第5条の4の2第6項第1号には、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額が規定されているものであるが、この控除額は、租税特別措置法第41条の3の2の規定（特定の増改築等に係る住宅借入金等特別税額控除に係る控除額の特例の規定）については適用しないで計算するものであること。

(4) 法附則第5条の4の2第6項第2号には、前年分の所得税額が規定されているものであるが、この金額は、住宅借入金等特別税額控除を行う前の段階の所得税額であること。

(5) 略

第三節 申告制度

31の2 給与所得者の扶養親族等申告書については、次の諸点に留意すること。（法317の3の2）

- (1) 給与所得者の扶養親族等申告書は、この申告書により把握した16歳未満の扶養親族の数及び単身児童扶養者の該当の有無を、給与支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。
- (2) 給与所得者の扶養親族等申告書は、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書（所得税法第194条第1項の規定による申告書をいう。以下同じ。）と合わせて1枚用紙によるものとする。当該用紙の作成等については別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」（平成22年8月23日付総税市第61号）により取り扱うこと。
- (3) 規則第2条の3の3第10項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、給与所得者が給与支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族等申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手續として給与支払者に提出する形で、給与支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。
- (4) 給与所得者は、国外扶養親族証明書類を給与支払者を經由せずに市町村長に提出する場合においても、給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき全ての扶養親族について、当該申告書に記載すること。
- (5) 略

第三節 申告制度

31の2 給与所得者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。（法317の3の2）

- (1) 給与所得者の扶養親族申告書は、この申告書により把握した16歳未満の扶養親族の数_____を、給与支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。
- (2) 給与所得者の扶養親族申告書は、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書（所得税法第194条第1項の規定による申告書をいう。以下同じ。）と合わせて1枚用紙によるものとする。当該用紙の作成等については別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」（平成22年8月23日付総税市第61号）により取り扱うこと。
- (3) 規則第2条の3の3第10項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、給与所得者が給与支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手續として給与支払者に提出する形で、給与支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。
- (4) 給与所得者は、国外扶養親族証明書類を給与支払者を經由せずに市町村長に提出する場合においても、給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき全ての扶養親族について、当該申告書に記載すること。
- (5) 略

(6) 給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき扶養親族に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。

ア～イ 略

(7) 給与支払者に提出された給与所得者の扶養親族等申告書及び国外扶養親族証明書類は、その給与支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(8) 給与所得者の扶養親族等申告書の提出後、その記載内容に異動があったときは、その給与所得者の扶養親族申告書について異動があった項目を異動後の内容に補正するか、別に異動申告書を提出するものであること。

(9) 給与所得者の扶養親族等申告書を提出した者が年の中途においてその提出を經由した給与支払者のもとを退職した場合には、当該申告書はその退職により効力を失うものであること。

(10) その他給与所得者の扶養親族等申告書の取扱いについては、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書の取扱いに準ずるものとする。

3 1 の 3 公的年金等受給者の扶養親族等申告書については、次の諸点に留意すること。(法317の3の3)

(1) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書は、この申告書により把握した16歳未満の扶養親族の数及び単身児童扶養者の該当の有無を、公的年金等支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。

(2) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書は、所得税の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(所得税法第203条の5第1項の規定による申告書をいう。以下同じ。)と合わせて1枚用紙によるものとする。当該用紙の作成等については別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」(平成22年8月23日付総税市第61号)により取り扱うこと。

(3) 規則第2条の3の6第9項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、公

(6) 給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき扶養親族に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。

ア～イ 略

(7) 給与支払者に提出された給与所得者の扶養親族申告書及び国外扶養親族証明書類は、その給与支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(8) 給与所得者の扶養親族申告書の提出後、その記載内容に異動があったときは、その給与所得者の扶養親族申告書について異動があった項目を異動後の内容に補正するか、別に異動申告書を提出するものであること。

(9) 給与所得者の扶養親族申告書を提出した者が年の中途においてその提出を經由した給与支払者のもとを退職した場合には、当該申告書はその退職により効力を失うものであること。

(10) その他給与所得者の扶養親族申告書の取扱いについては、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書の取扱いに準ずるものとする。

3 1 の 3 公的年金等受給者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。(法317の3の3)

(1) 公的年金等受給者の扶養親族申告書は、この申告書により把握した16歳未満の扶養親族の数_____を、公的年金等支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。

(2) 公的年金等受給者の扶養親族申告書は、所得税の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(所得税法第203条の5第1項の規定による申告書をいう。以下同じ。)と合わせて1枚用紙によるものとする。当該用紙の作成等については別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」(平成22年8月23日付総税市第61号)により取り扱うこと。

(3) 規則第2条の3の6第9項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、公

的年金等受給者が公的年金等支払者を経由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族等申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を経由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4) 公的年金等受給者は、国外扶養親族証明書類を公的年金等支払者を経由せずに市町村長に提出する場合においても、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき全ての扶養親族について、当該申告書に記載すること。

(5) 略

(6) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき扶養親族に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。

ア～イ 略

(7) 公的年金等支払者に提出された公的年金等受給者の扶養親族等申告書及び国外扶養親族証明書類（規則第2条の2第6項第2号に掲げるものを除く。）は、その公的年金等支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(8) その他公的年金等受給者の扶養親族等申告書の取扱いについては、所得税の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の取扱いに準ずるものとする。

第4節 賦課徴収

第8 法人の市町村民税の申告納付

的年金等受給者が公的年金等支払者を経由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を経由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4) 公的年金等受給者は、国外扶養親族証明書類を公的年金等支払者を経由せずに市町村長に提出する場合においても、公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき全ての扶養親族について、当該申告書に記載すること。

(5) 略

(6) 公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき扶養親族に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。

ア～イ 略

(7) 公的年金等支払者に提出された公的年金等受給者の扶養親族申告書及び国外扶養親族証明書類（規則第2条の2第6項第2号に掲げるものを除く。）は、その公的年金等支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(8) その他公的年金等受給者の扶養親族申告書の取扱いについては、所得税の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の取扱いに準ずるものとする。

第4節 賦課徴収

第8 法人の市町村民税の申告納付

第2 徴収等

25～28 略

第3 税率の特例

29～32 略

33 平成31年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る法附則第30条第2項から第4項までの特例措置（軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課））については平成32年度分の軽自動車税の種別割に、平成32年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）については平成33年度分の軽自動車税の種別割に適用されることに留意すること。（法附則30②～④）

第9章 目的税

2 入湯税に関する事項

(1)～(3) 略

(4) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるものであることを明らかにする必要があるので、特別会計を設置しないで、一般会計に繰り入れる場合においては、入湯税をこれらの事業に要する費用に充てるものであることが明らかになるような予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより議会に対しその用途を明らかにするとともに、 住民及び入湯客に対しても周知することが適当であること。

第2 徴収等

25～28 略

29～32 略

第4節 軽自動車税の特例

33 平成29年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る法附則第30条第6項から第8項までの特例措置（軽自動車税のグリーン化特例（軽課））については平成30年度分の軽自動車税に、平成30年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については平成31年度分の軽自動車税に適用されることに留意すること。（法附則30⑥～⑧）

第9章 目的税

2 入湯税に関する事項

(1)～(3) 略

(4) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるものであることを明らかにする必要があるので、特別会計を設置しないで、一般会計に繰り入れる場合においては、入湯税をこれらの事業に要する費用に充てるものであることが明らかになるような予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより議会に対しその用途を明らかにすること等を通じて、 住民及び入湯客に対しても周知することが適当であること。